

放送大学学園監査に関する基準

15文科生第574号

平成15年10月1日

文部科学大臣決定

平成28年4月1日一部改正

- 1 放送大学学園の監査を行うに当たり公認会計士または監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査基準（企業会計審議会が定める最新の監査基準をいう。）に準拠して監査を行わなければならない。
- 2 放送大学学園の監査を行うに当たり公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書については、日本公認会計士協会において平成8年4月15日に制定された学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」の「Ⅱ 全般的事項 3. 監査報告書の記載事項」を準用する。ただし、「(6)」及び「(9)」は除く。
- 3 関連公益法人等については、附属明細書による情報開示に止まり、関連公益法人等の財務諸表監査は実施しない。なお、公認会計士または監査法人は、附属明細書記載事項のうち、放送大学学園の財務諸表により確認可能な事項については監査上の責任を有するが、関連公益法人等の計算書類等によらなければ確認することが困難な事項については、会計監査人の責任外であり、監査報告書において、その旨を明らかにしなければならない。